

## 独立行政法人家畜改良センター中期計画

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に独立行政法人として発足した。また、平成27年4月には独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に基づく中期目標管理法人とされたところである。

センターは、平成13年度から令和7年度までの5期にわたる中期目標期間において、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和7年4月11日農林水産省策定）、家畜改良増殖目標（令和7年4月11日農林水産省策定）及び鶏の改良増殖目標（令和7年4月11日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、全国的な視点での家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保を下支えしてきた。特に、第5期中期目標期間においては、改良の推進に資する乳用牛の能力評価の指数（NTP）の大幅な改善をはじめ、牛の受精卵段階でのDNA情報を活用した評価（ゲノミック評価）実現に向けた試行、国産畜産物に対する消費者からの多様なニーズに応えるため、豚肉の食味に関する新たな指標の考案など、都道府県や民間では技術面やコスト面から実施が難しい業務に取り組んできた。

また、センターは、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に定める種畜検査及び立入検査、種苗法（平成10年法律第83号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に定める牛個体識別台帳の管理等、法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適切な執行を通じて家畜改良の推進、種苗の流通の適正化、国産牛肉等の信頼性や安全性の確保等にも寄与している。

さらに、近年の地震や台風等の大規模な自然災害及び豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがす甚大な被害が発生しており、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっている。

第6期中期目標期間においても、センターは、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担うことが期待されている。これに加え、家畜改良増殖法や家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）に基づき実施される、和牛遺伝資源の適正な管理のための立入検査や流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められ、応えていくところである。

このため、センターは、自身が所有する多様かつ優良な家畜や飼料作物の種苗、広大な飼料生産ほ場、これまで培ってきた家畜の改良増殖や飼料作物生産に関する知見や技術等を最大限活用し、国、都道府県、民間等の関係機関とも連携しつつ、我が国の家畜改良や飼料作物種苗の生産・供給の推進母体として積極的な貢献を果たすとともに、牛及び牛肉の個体識別情報の提供や国産牛肉に対する消費者の信頼確保に向けた牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務を着実に実施することとする。

以上を踏まえ、センターは、我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、農林水産大臣から指示された「独立行政法人家畜改良センター中期目標」（令和8年2月25日農林水産省指令7畜産第2652号）に則し、国民の期待と信頼に応えるため、センターが長年蓄積してきた技術・知見・人材や施設・設備、家畜等の育種資源を最大限に活用しつつ、以下に掲げる中期計画を確実に遂行することとする。

## 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 全国的な改良の推進

家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標を踏まえ、能力向上に資する取組等において民間では取り組みがたい事業や、中立・公平性の求められるものについて取り組む。具体的には、国内環境下で評価された国産資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産・供給、全国的な規模での遺伝的能力評価及び多様な遺伝資源の確保・活用について、次の取組を行う。

#### (1) 種畜・種きんの改良

遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るため、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用可能な畜種についてはゲノミック評価を利用するとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統

を活用した種畜・育種素材等の生産を行うため、次の取組を行う。

#### ア 乳用牛

ホルスタイン種について、SNP情報を活用し、センターが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（泌乳形質：乳量 62.5kg/年、乳脂肪 5.0kg/年、無脂乳固形分 7.0kg/年、乳蛋白質 3.3kg/年）以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や、長命連産性（繁殖性、耐久性、疾病抵抗性）、暑熱耐性等に特長を持つ候補種雄牛を、毎年度概ね 20 頭作出する。

#### イ 肉用牛

黒毛和種について、脂肪酸組成の遺伝的能力評価を牛群整備に活用するとともに、新たに飼料利用性を遺伝的能力評価の形質に加え、育種価の算定を開始する。

4系統群（兵庫、鳥取、岡山、広島）・希少系統に配慮しつつ、センターが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（日齢枝肉重量の育種価を 1 年当たり 5.2 g 増加、脂肪交雑は現在の改良量を維持）以上に相当する遺伝的能力を有する増体性に特長を持つ候補種雄牛や、脂肪の質、飼料利用性、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を毎年度、概ね 20 頭作出する。

また、褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を毎年度、1 頭以上作出する。

#### ウ 豚

豚について、国内の純粋種豚の改良体制の強化に向けて、優れた育種素材の導入を行いつつ、センターが有する育種素材の肉質や体型の維持・改良に取り組む。さらに各品種について次の取組を行う。

ランドレース及び大ヨークシャー種については、繁殖性を重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1 腹当たり育成頭数（育種価）が現状より概ね 0.5 頭増加（令和 12 年度）に相当する生存産子数の推定育種価が 0.55 頭以上向上する優良な種豚群を作出する。

デュロック種については、増体性を重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1 日当たり増体量が概ね 1,110 g（令和 12 年度）となる優良な種豚群を作出する。

#### エ 鶏

国産鶏種について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行い、産卵率の推定育種価が現状より概ね 2 % 以上向上する種鶏群を 1 系統、

4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上する種鶏群を1系統、それぞれ作出する。

#### オ 重種馬

ブルトン種等の純粋種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、けん引能力に関連のある馬格に優れた種雄馬を毎年度、概ね6頭作出する。また、新たな育種素材の導入や供給に向けた検討を行う。

#### カ めん羊・山羊等

品種や系統の見直しを検討しつつ、現有のめん羊（サフォーク種）及び山羊（日本ザーネン種）を育種素材の提供のため維持する。また、現有している肉用牛（日本短角種）、鶏の軍鶏等の希少な品種や系統を維持する。

### (2) 遺伝的能力評価等の実施・情報提供

乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等のデータを活用し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果を年に乳用牛17回、肉用牛5回、豚8回以上提供・公表する。

加えて、畜種ごとの課題に対応した情報の分析を行い、全国や地域別の乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や飼料利用率など新たな形質等改良に必要な情報提供を、乳用牛、肉用牛及び豚についてそれぞれ年1回以上取り組むこととする。

## 2 飼養管理の改善等への取組

我が国畜産の生産基盤強化に寄与するため、家畜の生産性向上に資する取組や持続可能性に配慮した畜産物生産に資する取組などを実践し、これらの取組を通じて得られた、省力化機器の活用、持続可能性に配慮した畜産物生産、家畜衛生管理等に関する技術情報の提供を行う。このため、次の取組を行う。

### (1) 持続可能性に配慮した飼養管理の普及

持続可能性の観点から、農場段階でのHACCP等の考え方に基づいた飼養管理を進めるとともに、省力化機器の活用等によるスマート畜産の実践・実証、アニマルウェルフェアも含め生産性の向上や安全な畜産物

の生産に係るノウハウ等について、調査・情報提供に取り組むこととする。

ア 搾乳牛や肉用牛における省力的な飼養管理技術等の実践・実証

搾乳牛や肉用牛において、省力化に資する機器等や生産効率を高める手法等を用いた飼養管理の実践・実証を行い、飼養管理のデータを収集・蓄積するとともに、生産現場において活用できる省力管理等に資するノウハウに関する情報提供を毎年度1回以上行う。

イ 鶏の喧噪性の低減や始原生殖細胞（以下「PGCs」という。）の保存技術等に係る情報提供

鶏の喧噪性等を低減させる改良手法等に関する調査・検討、PGCsの復元技術も含めた保存等技術の習得や凍結精液作製等技術の普及に取り組むとともに、これらに関する情報提供を毎年度1回以上行う。

ウ 飼養管理技術の指導及び情報提供

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針や第5期中期目標期間までに取得した農場HACCP等に基づいた飼養衛生管理の向上に取り組むとともに、持続可能な畜産物生産活動に資するため、生産現場における食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術、持続的な畜産物生産の推進に係るノウハウ等の技術指導及び情報提供を毎年度1回以上実施する。

(2) 家畜衛生管理の改善

国内の家畜・家きん飼養農場における衛生管理の改善に寄与するため、野生動物からの家畜伝染性疾病の感染防止対策も含めたセンターにおける防疫強化及び家畜衛生管理に資するノウハウについて、講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を毎年度概ね30回以上行う。

また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う家畜衛生管理に関する調査研究への協力等については、積極的に対応することとする。

3 飼料作物種苗の増殖・検査等

夏季の高温や干ばつ等、異常気象による農業生産への影響が懸念される中、我が国の多様な気候に適した飼料作物の定着をさらに進めるため、寒地型、温地型及び暖地型の草・品種について、十勝牧場、茨城牧場長野支場及び熊本牧場はじめ飼料生産を担ってきた各場所の既存の種苗及び飼料生産は場を用いて、これまでに培った飼料作物種苗の生産・供給に関する厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術、検査技術を最大限活用しつつ、次の取

組を行う。

#### (1) 飼料作物種苗の増殖・検査

我が国の多様な気候に適応した飼料作物優良品種の飼料作物の種苗が国内に安定的に供給されるよう、国際種子検査協会（以下「ISTA」という。）認定検査所として高い技術水準を確保しつつ、高度な知識・技術を活用し、OECD種子品種証明制度等に基づき以下の取組を行う。

##### ア ISTA認定検査所としての技術水準の確保

種苗の検査に係る内部監査等の品質管理活動を実施するなどにより、ISTA技能試験の総合評価において良技能（Good performance：B）以上の評価を得て、本中期目標期間を通じてISTA検査所としての認定ステータスを確保する。

##### イ 飼料作物種苗の適正な在庫の確保

毎年度、関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、当該年度に供給すべき飼料作物の種苗の量を予測し、その補填に必要な十分な量の種苗が生産されるような作付計画を策定・実施することにより、毎年度末の時点で、OECD種子品種証明制度の要件に合致した種苗の在庫を、30トン±25%の範囲で適正に確保する。

##### ウ 委託に応じた適切な種苗の増殖

毎年度、民間事業者から委託を受けて行う飼料作物の種苗の増殖については、高度な知識・技術を活用して、委託を受けた生産見込み数量以上かつ、夾雑物等の混合がほぼないなどのOECD種子品種証明制度等の要件に合致した種苗を生産し、委託元に供給する。

#### (2) 飼料作物の優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、関係機関等と連携しつつ、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を毎年度概ね9回行うとともに、畜産農家等の生産者へ飼料作物種苗の販売を行う民間種苗会社等に対する種子の検査精度向上のための発芽率や純度分析に関する技術指導に取り組む。

また、精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤の活用により、地域適応性等に関する検定試験等を実施し、都道府県等との連携による優良品種に係るデータベースを毎年度更新・提供するとともに、20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行う。

さらに、センターで行う粗飼料生産については、優良品種を用い、肥培

管理等を適切に行うこと等により、自給飼料に立脚した土地利用型畜産に適応した優良種畜の改良業務を支えるとともに、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上でさらなる生産に取り組む。

#### 4 調査・研究及び講習・指導

育種改良に資する有用形質に係る遺伝子解析、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発並びに豚の受精卵移植関連技術の開発及び牛の繁殖性の向上に取り組むとともに、これらの調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術の情報発信・普及を図るため、次の取組を行う。

##### (1) 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いた次の取組を行う。

###### ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析

家畜・家きんの特色に応じ、有用形質に着目して、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。これらの結果を踏まえた、センターが取り組む家畜・家きんの改良への利用を進める。

###### イ 牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発及び実用化

牛の育種改良の効率化や加速化を図るため、受精卵段階でのゲノミック評価手法等の開発及び実用化を進める。

##### (2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

食肉の食味に影響を及ぼす脂肪酸等の成分、和牛肉におけるコザシなどの脂肪形状等について、理化学分析及び官能評価を実施し、それらの成分等の影響力を調査・解析する。また、これらの結果を踏まえた、センターが取り組む新たなおいしさの指標の家畜・家きんの改良等への利用を進める。

##### (3) 豚の受精卵移植関連技術の開発及び牛の繁殖性の向上

豚については衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用に資する受精卵供給を促進するため、未利用資源の活用を含む関連技術の開発を進める。牛については分娩間隔の短縮等の繁殖性向上に向け生体指標の探索等を進める。

##### (4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究において得られた成果について、権利化又は公知化など適正な取り扱いに関する「知的財産に関する基本方針」に基づき、成果を活用する見込みがある事業者等へ積極的に情報提供する。

#### (5) 講習・指導及び広報

国、都道府県、団体等からの依頼に基づき、生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術を中心に、畜産農家の高齢化や国際化といった行政課題の解決にも資するよう、中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力の研修会や、家畜人工授精師免許（馬・めん羊・山羊）の取得に係る講習会、そのほか必要に応じた講習に取り組む。なお、これらの実施に当たっては、実施方法やカリキュラムを工夫することなどにより研修内容の充実を図り、研修受講者の満足度については概ね 80%以上、理解度については概ね 80%以上あるいは受講前から相当程度向上となるよう取り組む。

あわせて、講習・指導を含むセンターの取組について、センター内の横断的な連絡体制の整備など安定的に実施できる体制を検討するとともに、行政や関係機関と連携しつつ、全国規模の催事等への積極的な出展など戦略的な広報に取り組み、センターで得られた知見や技術の社会実装に資する取組の情報発信を強化する。

### 5 家畜改良増殖法等に基づく事務

家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等の事務実施機関として、中立性・公正性を保ちつつ、これらの検査等を適正に実施するため、次の取組を行う。

#### (1) 家畜改良増殖法に基づく事務

種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して毎年度、種畜検査を実施する。このため、デジタル技術を活用した受検（デジタル受検）の推進に取り組むとともに種畜検査員を 100 名以上確保することとし、種畜検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施しつつ、種畜検査員からの照会に本所改良部が速やかに対応することなどにより、種畜検査を的確に実施する。

また、家畜改良増殖法第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入検査を実施する。このため、立入検査

の実施に必要な能力を有する職員を概ね 20 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、農林水産省からの依頼に応える体制を整備するため、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法第 63 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施できるよう、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね 10 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。

また、カルタヘナ法第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね 10 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。

## 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

牛トレーサビリティ法に規定する牛個体識別台帳や牛の出生等の届出並びに個体識別番号の決定及び通知に係る事務等の適正な実施、牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるための牛個体識別システムの改善及び牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を行うため、次の取組を行う。

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

牛トレーサビリティ法に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成・記録・公表、牛個体識別台帳の正確な記録の確保、個体識別番号の決定・通知等に不可欠な耳標の管理等に関する事務を的確に実施する。

また、家畜伝染性疾病の発生等により、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存された情報に関する緊急検索等の要請に備え、速やかな実施に向け緊急検索体制を維持する。

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

全国版畜産クラウド及びその牛個体識別システムの利用者の利便性の向上、安定的なデータ提供のための機能の強化、情報セキュリティ対策の強化を含む、牛個体識別システムの改善等を行う。

### (3) 牛個体識別に関するデータの活用

行政施策や各種制度の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報管理を適正に実施しつつ、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を進める。

## 7 センターの人材・資源を活用した支援・援助

国内における大規模な自然災害や家畜伝染性疾病の発生に伴い、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に資するよう、農林水産省、都道府県等から要請等があった場合や、都道府県、大学等から試験研究に関する協力依頼等があった場合には、センターの持つ技術・知見・人材や家畜などの資源を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に対応するものとし、次の取組を行う。

### (1) 外部からの要請に応じた支援・援助

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生した際の農林水産省、都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣の要請や、家畜等の資源を活用した支援等の要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。

あわせて、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制を維持する。

なお、家畜改良増殖や飼養管理の改善等に資するよう、家畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する援助・協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応する。

このほか、都道府県等による豚の家畜人工授精師講習会の開催も含め、都道府県、大学、畜産関係団体等からその活動のためにセンターの人材や飼養する家畜や施設等の協力・提供の要請を受けた場合にも、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応する。

### (2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省、都道府県等から、種畜や粗飼料等の供

給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。

なお、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、必要に応じて自然災害への支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上で、年度繰越量の調整等による適正な在庫管理を適切に行う。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組む。

### 2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野や、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。

さらに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証や、一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。

### 3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時には、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化など業務の見直しを行う。また、ネット会議システム等を活用し、本所及び牧（支）場間の業務の効率化を図る。

なお、情報システムの整備及び管理については、情報システムを統括的にマネジメントするPMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）体制

のもと、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、主務省等と連携の上、人材の育成・確保について検討する。また、ネットワークシステムのクラウド化の整備を行う等、より効率的な業務体制の整備を図るなどデジタル化を推進する。

#### 4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等を公表する。

### 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 1 予算

令和8年度～令和12年度予算

(単位：百万円)

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査等	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務	センターの人 材・資源を活用 した支援・援助	計	法人共通	合計
収入										
前中期目標期間からの繰越金	2,092	0	0	0	0	0	0	2,092	0	2,092
運営費交付金	26,213	1,914	2,649	2,487	593	1,204	1	35,060	5,472	40,532
施設整備費補助金	608	0	0	0	0	0	0	608	0	608
受託収入	257	5	35	385	0	126	0	808	0	808
諸収入	4,510	93	34	31	0	2	0	4,670	33	4,703
農畜産物売払代	4,486	89	33	30	0	0	0	4,638	0	4,638
その他の収入	24	5	1	1	0	2	0	32	33	65
計	33,679	2,013	2,718	2,902	593	1,332	1	43,238	5,505	48,743
支出										
業務経費	8,549	499	408	826	467	448	1	11,199	0	11,199
うち	8,549	499	0	669	0	0	1	9,719	0	9,719
家畜改良関係経費	0	0	0	0	0	0	0	365	0	365
種畜検査関係経費	0	0	0	0	365	0	0	510	0	510
飼料作物種苗関係経費	0	0	408	0	102	0	0	156	0	156
技術の普及指導関係経費	0	0	0	156	0	0	0	448	0	448
家畜個体識別関係経費	0	0	0	0	0	448	0	2,700	0	2,700
施設整備費	2,700	0	0	0	0	0	0	808	0	808
受託経費	257	5	35	385	0	126	0	0	1,424	1,424
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	4,862	4,862
人件費	20,641	1,493	2,276	1,878	568	894	0	27,750	0	27,750
計	32,147	1,998	2,719	3,088	1,034	1,468	1	42,457	6,287	48,743

(注) 百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

【人件費の見積り】

期間中総額24,842百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与、派遣職員給与及び継続雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含まれない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = (前年度一般管理費 - 前年度効率化除外経費) × α × γ + 当年度効率化除外経費 + (前年度業務経費 - 前年度効率化除外経費) × β × γ  
 + 当年度効率化除外経費) + 人件費 - 諸収入 ± δ

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 労災保険料 + 雇用保険料 + 子ども・子育て拠出金 + 共済組合負担金 + 社会保険料

基本給等 = 前年度の予算額 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当 + 非常勤役職員給与) × (1 + 給与改定率) + 休職者・派遣職員・継続雇用職員給与

α : 効率化係数 (97%)

β : 効率化係数 (99%)

γ : 消費者物価係数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

一般管理費の効率化除外経費 : 非常勤職員賃金 (法定福利費含む)、地代、情報セキュリティ対策経費、事務所等設備法令保守経費、保険料、租税公課、監査関連経費

業務経費の効率化除外経費 : 飼料費、肥料費、非常勤職員賃金 (法定福利費含む)、地代、出荷手数料、家畜登録手数料、保険料、租税公課

(注) 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

〔注記〕前提条件

- 1 期間中の効率化係数を業務経費については年99%、一般管理費については年97%と推定。
- 2 令和9年度以降の給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率をともに0%と推定。

## 2 収支計画

### 令和8年度～令和12年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査等	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリティ 法に基づく事務	センターの人 材・資源を活用 した支援・援助	計	法人共通	合計
費用の部										
経常費用	31,005	2,123	2,896	3,326	1,291	1,712	1	42,355	7,242	49,596
人件費	30,994	2,123	2,896	3,326	1,291	1,712	1	42,342	7,231	49,573
業務費	18,460	1,337	2,276	1,763	568	894	0	25,298	4,862	30,160
一般管理費	11,410	704	509	1,405	531	624	1	15,185	0	15,185
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,827	1,827
財務費用	1,124	81	111	157	192	194	0	1,860	542	2,401
臨時損失	11	0	0	1	0	0	0	12	11	23
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部										
運営費交付金収益	32,526	2,134	2,892	3,136	849	1,576	1	43,113	6,459	49,572
受託収入	21,181	1,655	2,493	2,243	589	1,142	1	29,304	5,332	34,637
諸収入	257	5	35	385	0	126	0	808	0	808
農畜産物売払代	4,510	93	34	31	0	2	0	4,670	33	4,703
その他の収入	4,486	89	33	30	0	0	0	4,638	0	4,638
繰延運営費交付金戻入	24	5	1	1	0	2	0	32	33	65
繰延物品受贈額戻入	4,350	203	108	240	127	194	0	5,222	528	5,750
繰延承継受贈額戻入	0	0	0	0	65	0	0	65	13	77
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職給付引当金見返に係る収益	1,153	92	115	123	35	58	0	1,575	286	1,862
臨時利益	1,075	86	107	114	33	54	0	1,469	267	1,736
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,520	12	4	191	442	136	0	758	782	▲ 24
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,520	12	4	191	442	136	0	758	782	▲ 24

(注) 百万円未満を四捨五入している、合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 当法人における賞与については、役員給与規程、職員給与規程、非常勤職員賃金規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

### 3 資金計画

#### 令和8年度～令和12年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査等	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務	センターの人 材・資源を活用 した支援・援助	計	法人共通	合計
資金支出	32,147	1,998	2,719	3,088	1,034	1,468	1	42,457	6,287	48,743
業務活動による支出	28,451	1,933	2,564	2,966	1,031	1,403	1	38,348	5,973	44,321
投資活動による支出	3,641	65	156	104	4	62	0	4,031	139	4,171
財務活動による支出	55	0	0	18	0	4	0	77	174	251
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	33,679	2,013	2,718	2,902	593	1,332	1	43,238	5,505	48,743
業務活動による収入	30,979	2,013	2,718	2,902	593	1,332	1	40,538	5,505	46,043
運営費交付金による収入	26,213	1,914	2,649	2,487	593	1,204	1	35,060	5,472	40,532
受託収入	257	5	35	385	0	126	0	808	0	808
その他の収入	4,510	93	34	31	0	2	0	4,670	33	4,703
投資活動による収入	608	0	0	0	0	0	0	608	0	608
施設整備費補助金による収入	608	0	0	0	0	0	0	608	0	608
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前中期目標期間からの繰越金	2,092	0	0	0	0	0	0	2,092	0	2,092

(注) 百万円未満を四捨五入しているのに、合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 1 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による収入のその他の収入は、諸収入の額を計上した。

#### 4 決算情報・セグメント情報の開示

センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報を開示する。

#### 5 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、行政や関係機関と連携し、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、センターが提供するデータの利用率見直しなど受益者負担の適正化を含めた新たな財源の確保等により取組を進める。

特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期計画の方向に則して、情報セキュリティの強化等、センターの基盤強化につながる取組に適切に対応する。

#### 6 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、保有資産の利用状況を調査して保有の必要性を不断に見直し、利用度の著しく低いものについては、有効利用の可能性や、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み・保有の必要性等について検討を行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。

#### 第 4 短期借入金の限度額

10 億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れの遅延。

#### 第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

## 第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 第7 剰余金の使途

剰余金の使途は、育種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持及び強化を図るために必要な経費とする。

## 第8 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行する。また、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告を行い、必要に応じて牧場長会議等を開催するとともに、四半期毎に業務の進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施するなどにより、各業務に関する十分な情報共有の取組を進める。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会を毎年度、2回以上開催し、同委員会での審議結果を踏まえた内部統制推進計画に基づき対策を実行するとともに、eラーニング等による職員教育を、毎年度1回以上実施する。

さらに、業務運営の横断的な点検を行うため、監事による監査を、本所及び牧（支）場ごとに、2年に1回以上実施する。

### 2 人材の確保・育成

人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備し、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握することにより、適材適所の人事配置や人材育成の推進及び職員の意欲向上を図るとともに、

国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成を推進する。

また、業務の円滑な運営を図るため、家畜改良や飼養管理に関する技術、情報セキュリティ対策やデジタル化などにおけるノウハウを踏まえた採用による人材の確保や、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等と連携の上、人事交流、労働安全や業務に必要な能力・技術水準を向上させるための資格取得の推進、研修等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成 26 年 3 月 28 日付け閣総第 175 号及び府共第 211 号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の登用に向けた取組を推進する。

### 3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

### 4 情報セキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき作成された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを始めとする関係規程を適時適切に見直すとともに、これに基づき適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を進める。

また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）等に基づき、個人情報の保護に取り組む。

### 5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質・生物材料等の適正管理等により、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定するなど、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用、リサイクルの促進等に積極的に取り組む。

また、職場における事故等を未然に防止するため、労働安全衛生法（昭和

47 年法律第 57 号) 等に基づく安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備を進める。

## 6 施設及び設備に関する事項

本中期計画の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性や、既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設及び設備を計画的に整備・改修する。

施設及び設備の内容	予算額 (百万円)	財源
畜舎及び附帯設備、検査・分析室、種子生産施設、家畜排せつ物処理施設、粗飼料等保管施設、給・排水設備等		施設整備費補助金
計	608± $\delta$	

注)  $\delta$  : 老朽度合等を勘案して、各年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。百万円未満を四捨五入してある。

## 7 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成 11 年法第 103 号）第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額について、棚卸資産、前払費用、長期前払費用及び預託金の経過勘定に係る会計処理に充当する。